

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大阪府

## 2 構造改革特別区域の名称

ハイテク産業創造特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

和泉市及び堺市の区域の一部（テクノステージ和泉、大阪府立産業技術総合研究所及び大阪府立大学）

## 4 構造改革特別区域の特性

### 【自然的、経済的、社会的諸条件】

和泉地域が属する「南大阪」は、素材産業、加工組立産業などが数多く集積しており、これらの産業やそれを支えるものづくり企業群が中心となって、これまでの大阪産業を牽引してきた。しかしながら、近年、中国をはじめとするアジアの新興工業国の台頭によって本区域内の産業は大変厳しい競争にさらされており、ものづくり企業を中心とする既存企業の競争力強化と新産業創造が喫緊の課題となっている。

### 【他の地域と異なる取扱いする必要性】

本区域は、既存企業のイノベーションを促進し、世界を相手に勝ち抜くことができるハイテク産業を創造するためのインフラが整備されるなど高い地域ポテンシャルを有している。

具体的には、ナノテク\*1 や光\*2 など最先端の研究開発を行う施設が集積し、ナノテクの分野でトップクラスの研究者を有する大阪府立大学やわが国最大級の公設試験研究機関である府立産業技術総合研究所、さらには科学技術振興事業団の研究成果活用プラザ大阪を擁する。平成14年度からはナノテクや光などの研究開発を行う文部科学省の都市エリア産学官連携促進事業が本区域をエリアとして推進され、また、大阪府立大学での研究が21世紀COEプログラム\*3に採

扱われるなど、新産業創造のための研究開発が進められている。さらに、研究成果を起業化するのに必要な試作品工房などを有するいずみテクノサポートセンターなどのインキュベーション等の施設や産業団地が当該研究施設に隣接して本区域内に配置されている。

また、本区域は、距離的にも世界64都市と直結する関西国際空港から30分圏内と近く、アジアを中心とする海外の人・企業・もの・情報などの交流が一層進展する可能性の高い地域である。

- \* 1 ナノテク(ナノテクノロジー)・・・1ミクロンよりも3ケタ小さい単位のことをナノメートル(100万分の1ミリ)といい、ナノ単位で加工・計測する技術。超々精密技術。
- \* 2 光を扱う技術・・・計測・製造・通信などの基盤となる技術。光の持つ高速性、指向性などの特徴を利用し、超高速大容量通信などを実現する研究開発が進められている。
- \* 3 21世紀COEプログラム・・・国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを目的として国が推進している、「世界的研究教育拠点の形成のための重点的支援」事業。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

大阪府は、次代の大阪産業を支え、世界に発信できるような最先端の研究開発の推進と研究成果の民間企業への移転による産業再生を目指しており、これまでも本区域内に研究開発施設を集積させ、産学官による共同研究プロジェクトを数多く立ち上げてきたところである。

今後、ナノテクや光などの最先端の研究開発をより一層推進し世界に冠たる産業の創造とそれを支える企業のイノベーションを促進するには、府立産業技術総合研究所や府立大学等の研究機関の充実、研究成果を起業化するためのインキュベーター施設や産業団地の整備などの施策に併せ、具体的に事業化につながるような優れた研究成果を次々に生み出す優秀な研究者を国の内外から集積させることが極めて重要である。

そのためには、世界的に優れた研究実績のある外国の大学から、研究成果を起業に結びつける意欲と頭脳を持った優秀な外国人研究者を受入れ、日本人研究者との研究交流を促進することによって、本区域の中核施設である研究成果活用プラザ大阪、府立産業技術総合研究所及び大阪府立大学の研究レベルを向上させることが必要であり、「構造改革特別区域」として、海外の優秀な人材の確保につながる規制の特例措置を実施することが不可欠である。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

ナノテクや光などの先端技術の活用により生み出される市場は、非常に大きな成長可能性を有しており、今後、世界的規模で企業間競争、地域間競争が激化することが予想される。

このような中、本区域では、地域ポテンシャルを最大限活かしつつ、海外の優秀な頭脳を積極的に活用できる規制の特例措置の実施、産学官の連携強化や内外企業の誘致促進などの関連事業に取り組む。

このことにより、

**海外の優秀な頭脳を積極的に活用できるナノテクや光などの最先端を行く  
研究開発の一層の推進、国際的な産学官交流拠点の創出  
研究成果を活用した企業への円滑な技術移転、企業化  
ハイテクを核とする産業の集積**

を進め、最先端技術を活用した新産業の創造と企業のイノベーションを促進することを目標とする。

### **研究開発推進、国際的な産学官交流拠点の創出**

- ・大阪府立大学、大阪府立産業技術総合研究所、科学技術振興事業団研究成果活用プラザ大阪（ナノテクノロジー等のハイテク関連分野の先端研究）
- ・「外国人研究者受入れ促進事業等(501～503)」、「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(504)」、「特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業(505)」の規制の特例措置の実施による研究開発水準の向上
- ・都市エリア産学間連携促進事業（ナノ・光関連分野の共同研究）
- ・新生大阪府立大学（仮称）（産学官連携機構（仮称）を創設予定）

### **研究成果を活用した企業への技術移転、企業化**

- ・大阪府立産業技術総合研究所（研究成果の実用化指導、インキュベータ施設）
- ・大阪府いずみテクノサポートセンター（試作工房、賃貸工場・事務所）
- ・研究成果活用プラザ（実用化研究）
- ・大阪TLO（技術移転、コンサルティング、企業の事業化支援）
- ・ベンチャー企業への支援（融資、債務保証）

### **産業集積（テクノステージ和泉への立地インセンティブ）**

- ・ナノテク関連等の先端産業への立地補助（最大10億円）
- ・賃料の大幅引き下げと5年間の賃料減額
- ・不動産取得税優遇、低利融資

このように規制改革と関連事業を一体的に展開することによって、本区域で新産業の創造と企業のイノベーションが促進できれば、研究機関やインキュベート施設、産業団地、TLOなどの技術移転の仕組みなど、ハード・ソフトの両面で基礎的研究から事業化支援まで一貫して推進できる施設や機能が整備されている全国の産業拠点においても同様の効果が見込まれることから、全国の構造改革へと波及する可能性が見込まれる（本区域における研究成果から事業化までの流れは参考資料を参照）。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本区域で最も成長可能性が見込まれるナノテクの技術革新システムが定着することによって、その技術力を基盤として、新規産業の継続的創出が可能となる。加えて、本区域の所在する和泉地域及び周辺地域に集積する素材産業、環境産業、加工組立産業群がナノテクの技術・ノウハウ等を獲得することによって、さらなる国内外に競争力を持った高付加価値の技術、製品を創出していくことが期待できる。

また、本地域において、そのような技術、製品の創出力が構築され、その力が国内外に認識されることによって、さらなる知と産業の集積を呼び込むことが可能となる。さらに、本地域には、インキュベート施設から産業団地まで整備されており、本地域で開発される技術によって創出されるベンチャー企業や社内ベンチャーが、それらの場に立地、集積することによって、ナノテクを核とする知と産業の一大集積拠点が形成される。

なお、具体的な指標としては、  
のそれぞれの項目において増加が見込まれる。

研究成果活用プラザ大阪及び産業技術総合研究所の利用企業数の増加によるイノベーションの促進

（現状）

・年間利用企業数（3,028社）×346万円＝104.8億円

産技研の利用により得られた利益は1社当たりの平均で約346万円

（利用企業を対象としたアンケート調査結果）

## 研究成果を活用して起業化する外国人研究者の増加

各機関における外国人研究者数（うちハイテク関連の研究従事者）

- ・研究成果活用プラザ大阪

13年度1名（1名）、14年度1名（1名）、15年度2名予定（2名）

- ・府立産業技術総合研究所

12年度1名（1名）、13年度2名（2名）、14年度4名（4名）

- ・大阪府立大学

12年度13名（8名）、13年度16名（9名）、14年度13名（8名）

各機関に受入れる外国人研究者のうち、研究成果を活用して起業する意欲と頭脳を持った優秀な研究者の割合が大半を占めることを目標とする（17年度）。

## テクノステージ和泉に進出する企業の増加

- ・テクノステージ和泉への進出企業（15年3月現在）

全体 129区画 契約済み区画 58区画

## 都市エリア産学官連携促進事業

事業実施による波及効果（目標も含む）

- ・ベンチャ - 企業設立数 3件

- ・事業化件数 5件

- ・特許出願数 10件

- ・売上高 50億円（1事業あたり平均10億円）

- ・雇用創出見込み 200名（1事業あたり平均40名）

## 8 特定事業の名称

- ・外国人研究者受入れ促進事業
- ・特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業
- ・特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

外国人研究者受入れ促進事業等、海外の優秀な頭脳を積極的に活用できる規制の特例措置の実施によって、光やナノテクをはじめ先端技術に関する研究水準のさらなる向上を図る。

こうした特定事業に加え、現在、科学技術振興事業団研究成果活用プラザ大阪における研究成果の育成研究事業、府立産業技術総合研究所での研究開発やインキュベーション事業、大阪府立大学における共同研究などの関連事業を展開しているところである。

今後、大阪府立大学、大阪女子大学、大阪府立看護大学を再編統合して平成17年4月に設置を予定している新生府立大学(仮称)において、技術移転の促進・強化を図るための産学官連携機構(仮称)を創設するとともに、平成16年4月に堺市中百舌鳥地域で整備されるインキュベート施設「さかい新事業創造センター」における創業・新事業創出への支援など、産学官連携による共同研究や事業化を推進していく。

さらに、成長産業分野での新たな科目の設定など産業界が求める人材育成を図る観点も踏まえ、テクノステージ和泉に府立高等職業技術専門校を移転することとしている。

加えて、テクノステージ和泉に進出する企業へのインセンティブとして、平成15年4月から思い切った誘致促進策を講ずる予定である。

こうした取組みを一体的に展開することにより、本区域において最先端技術を活用した新産業の創造とそれを支える企業のイノベーションを促進する。

### 【関連事業】

#### (産学官連携による研究開発推進、企業化支援)

##### 都市エリア産学官連携促進事業

内容：文部科学省の平成14年度からの事業。

都市エリアにおいて、大学等の知恵を活用し新技術シーズを生み出し、新規事業等の創出、研究開発型の地域産業の育成等を目指し、産学官連携事業の促進を図る。

実施主体：大阪府立大学、大阪大学、府立産業技術総合研究所、企業等  
事業開始の時期（事業期間）：平成14年9月～平成17年3月

### **研究成果活用プラザ大阪での研究成果の育成研究事業等**

内容：大学等の独創的な研究成果で事業化が望まれる技術について、研究者及び実用化を進める企業等の研究員が共同して、新規事業創出に向けた育成研究を実施し、研究成果の社会還元を促進を図る。

実施主体：科学技術振興事業団

事業開始の時期（事業期間）：平成13年12月～

### **府立産業技術総合研究所での研究開発及び実用化指導、インキュベーション事業**

#### **研究開発**

内容：中小企業の技術高度化を支援し、新産業の創出・育成と既存産業の展開による産業構造の展開を図るため、企業との共同研究等により、企業課題の解決や新規シーズを創出するための研究開発を76テーマ実施。

実施主体：府立産業技術総合研究所、大学、企業等

事業開始の時期（事業期間）：平成8年4月～

#### **実用化指導**

内容：新商品開発や新規市場開拓を目指す中小企業に対して、研究所の持つノウハウや研究成果を積極的に技術移転し、これらの技術シーズの実用化や商品化による中小企業等の経営革新を図るため、開発から製造工程の立ち上げまで継続して技術指導を行なう。

実施主体：府立産業技術総合研究所

事業開始の時期（事業期間）：平成13年4月～

#### **インキュベーション**

内容：研究開発型企業における新技術・新製品開発に対する支援のための府立産業技術総合研究所の開放研究室を活用したインキュベーター施設で、技術面、経営面、資金面等総合的な支援を行なう。

実施主体：財団法人大阪産業振興機構

事業開始の時期（事業期間）：平成8年7月～

### **大阪府立大学での産学官連携事業**

内容：大学の知的財産を活用し地域経済の振興に資するため、民間企業等との共同研究、受託研究、技術相談、セミナーの開催、研修員の受入れ、産学官連携ホームページの開設などを実施する。

実施主体：大阪府立大学

事業開始時期：継続実施

### **新生府立大学（仮称）における産学官連携機構（仮称）の創設**

内容：大阪府立大学、大阪女子大学、大阪府立看護大学を再編統合し新たに設置する新生府立大学（仮称）（平成17年4月開学予定）に産学官連携機構（仮称）を創設し、リエゾン・オフィスを設置するなど技術移転の促進・強化を図る。

実施主体：新生府立大学（仮称）

事業開始時期：平成17年度（予定）

### **府域全体での創業促進・ベンチャー企業支援**

#### ・創業促進税制

府内で創業した法人の事業税を最大9割軽減

#### ・創業支援サビ`ステーション

府内9ヵ所の中小企業支援Cにおける中小企業診断士等のアドバイザーによる支援 等

### **（時代のニーズに対応する人材育成）**

#### **府立高等職業技術専門校のテクノステージ和泉への移転**

内容：成長産業分野での新しい科目を設定するなど産業界が求める人材育成を図る観点も踏まえてテクノステージ和泉に高等職業技術専門校を移転する。

実施主体：大阪府

事業開始の時期：平成18年4月開校予定



## **(内外企業の集積促進)**

### **テクノステージ和泉における思い切った誘致促進策**

内容：テクノステージ和泉に進出する企業へのインセンティブとして、

- ・ 賃料の大幅引下げと5年間の賃料減額
- ・ 産業拠点立地企業事業展開補助金の拡充

特定業種（IT・バイオ・ナノテク関連等）の限度額及び補助率の引き上げ。[最大10億円（現行:最大2.8億円）]

実施主体：大阪府

事業開始の時期：平成15年4月（予定）

その他、不動産取得税の軽減（1/2）、産業立地促進融資（利率1.0%～1.5%）を実施。

## **【その他必要と認める事項】**

### **さかい新事業創造センターの整備**

内容：南大阪の大学群と地域企業・人材が保有する知的資源を活用し、新しい企業と新事業を創出する「地域に開かれた知のインキュベータ」を整備するとともに、中百舌鳥地域に集積する産業支援機関のノウハウ・支援サービスを結集し、起業・新事業の段階に応じた必要な支援を複合的に展開する。

実施主体：株式会社さかい新事業創造センター

事業開始時期：平成16年度（予定）

## 別紙

### 1 特定事業の名称

501～503 外国人研究者受入れ促進事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

科学技術振興事業団研究成果活用プラザ大阪

[所在地]

和泉市テクノステージ3丁目1-10

大阪府立産業技術総合研究所

[所在地]

和泉市あゆみ野2丁目7-1

大阪府立大学

[所在地]

堺市学園町1-1、同1-2

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定の日から

### 4 特定事業の内容

ナノテクをはじめとする先端技術をめぐる研究開発競争が世界レベルで激化することが予想される中で、本区域がこうした競争に勝ち抜いていくには、国の内外から優れた研究者を呼び込んでいく必要がある。

このため、科学技術振興事業団研究成果活用プラザ大阪、大阪府立産業技術総合研究所及び大阪府立大学における積極的な研究活動及び研究成果の技術移転などの取組に加え、本事業を速やかに実施することによって、ハイテク関連分野の研究を行う優れた研究者の集積を図り、本区域における一層の研究開発力の強化及び国際的な産学官交流拠点の創出による新たな産業の創造と企業のイノベーションを促進する。

#### 【特定の分野】

ハイテク関連分野の研究

- ・ ナノテクや光などの先端技術に関する研究
- ・ 研究成果の起業化を支える経済や法律（経営、知的財産等）に関する研究

## 【特定した機関及び中核となる施設の概要】

科学技術振興団研究成果活用プラザ大阪

大阪府立産業技術総合研究所、

大阪府立大学

- ・工学研究科、工学部（ナノテクノロジーや光などの先端技術研究の中核）
- ・農学生命科学研究科、農学部（ナノバイオテクノロジーなどの先端技術研究の中核）
- ・理学系研究科、総合科学部（新機能材料物質などの先端技術研究の中核）
- ・経済学研究科、経済学部（研究成果の起業化を支える戦略経営や企業法務などに関する先端的研究の中核）
- ・先端科学研究所（新機能材料物質、ナノテクノロジー、ナノバイオテクノロジーなどの先端技術研究の中核）

## 5 当該規制の特例措置の内容

世界の企業や研究機関がナノテクをはじめとする最先端技術の研究開発や実用化にしのぎを削る中、本区域が世界に先駆けて最先端技術を活用した新産業を創造するためには、最先端技術の研究を担う国内外の優れた研究者をいち早く確保し、本区域内の研究機関の研究水準を飛躍的に高めることが何よりも重要である。

これまでも、ナノテクや光の分野では、都市エリア産学官連携促進事業や研究成果活用プラザ大阪での研究成果の育成研究事業等において、府立大学の教授や府立産業技術総合研究所の研究員が中心となって、ナノ加工、ナノマニピュレーション技術、光ナノ技術を研究開発し、SPM用探針や表面無反射構造を用いた光学製品などで産業化への模索をしてきたところである。

今後、この分野での研究開発・産業化を一層促進するためにも、府立産業技術総合研究所においては、電子ビーム露光装置を駆使して超精密でナノ構造を持つ光学素子の作製で第一人者の研究者のいるスイスのニュ・シャテル大学、微細加工の分野で最先端の研究を行っている米国のコネチカット大学やドイツのイエナ大学など、世界的に優れた研究実績やノウハウを有する大学や研究機関から研究員を招聘していきたい。

また、科学技術振興事業団研究成果活用プラザ大阪においては、平成14年1月からナノ結晶材料を用いた制震デバイスの製品化技術の開発を目指す研究プロジェクトに外国人研究者が参画してきたところであり、平成15年度においても、中華人民共和国から研究者を招聘し超薄型画像入力モジュールの開発を目指

す研究プロジェクトへの参画を予定している。

さらに、大阪府立大学では、「ナノマニピュレーション」及び「ナノダイナミクス」分野において、平成15年度より「マニピュレーションが拓くナノダイナミクス(仮称)」プロジェクトの実施が予定されており、コネル大学(米国)、北テリトリー大学(オーストラリア)、トリニティ大学(アイルランド)、リュベン大学(ベルギー)等の顕著な先進的研究成果を挙げている大学・研究機関から、研究者や高度技術者を招聘する予定である。さらに、「ナノバイオテクノロジー」分野においては、タンパクのナノ工学分野で著しい業績を挙げているカリフォルニア大学(米国)やマックスプランク研究所(ドイツ)、ナノ糖鎖工学で独自の研究を展開しているノルウエー科学技術大学(ノルウエー)等から、優れた研究者を招聘する予定である。これらの研究者は、招聘教授やスーパーポストドクなどとして比較的長期(5年程度)に渡って滞在し、研究、教育に従事することを予定している。

また、こうした研究者を活用して21世紀COEプログラム(5年間のプロジェクト)のような長期的なプロジェクトを円滑に推進するためにも、研究成果を活用して起業に結びつける期間を確保するためにも、外国人研究者の受入れが研究者の資格に関わらず円滑になされることや外国人研究者の滞在期間の延長が不可欠であり、加えて外国人研究者が研究成果を活用して容易に起業できる条件整備が必要である。

**【当該特区内に特定の分野に関する研究のための活動の中核となる施設が所在し、かつ、当該施設の周辺に当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う施設が相当程度集積するものと見込まれ、又は当該施設の周辺におけるこれに関連する産業の発展が相当程度見込まれること。】**

本区域には、科学技術振興事業団研究成果活用プラザ大阪、上記の大阪府立大学の施設や大阪府立産業技術総合研究所の中核機関・施設が集積し、ナノカーボン作製技術等における全国でも先駆的実績など、ナノや光などのハイテク関連分野における豊富な研究ポテンシャルと数多くの研究成果を有している。また、自然環境に恵まれた大阪府の産業拠点であるテクノステージ和泉内に、試作品開発工房やレンタルオフィスを備えたいずみテクノサポートセンターが整備されていることにより、産業発展が見込まれる区域である。

【本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の当該特区内に所在する施設において特定の分野に関する研究を行う業務に従事する活動を行う外国人が併せて当該特定の分野に関する研究の成果を利用して行う事業を自ら経営する活動を行うことにより、当該特区において、当該特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展が相当程度見込まれること。】

実施主体である科学技術振興事業団研究成果活用プラザ大阪、大阪府立産業技術総合研究所及び大阪府立大学においては、ナノテクを中心とした先端技術に関する研究が進められるとともに、これまでも外国人研究者の受入れ実績がある。

\*各機関における外国人研究者数（H14年度）（内、ハイテク関連の研究従事者）

研究成果活用プラザ大阪	1名（1名）
府立産業技術総合研究所	4名（4名）
大阪府立大学	13名（8名）

とりわけ、大阪府立大学では、外国人研究者が電子物理工学や電気電子システム工学、情報工学、化学工学などの先端的研究に従事しており、外国人研究者を含む研究グループが、カーボンナノチューブを用いた数々の研究開発に成功しているほか、ゼロエミッション型の研究が21世紀COEプログラムに採択されるなど、大きな研究成果を挙げている。現在、カーボンナノチューブについては、民間企業との共同研究や一部実用化が行われているとともに、21世紀COEプログラムにおいても、資源循環型社会の実現に資するゼロエミッション型グリーンテクノロジーの開発が行われている。

こうした実績に加えて、本区域には、府立産業技術総合研究所における技術面・経営面・資金面にわたり総合的に支援するインキュベーション事業、いずみテクノサポートセンターにおける試作品開発工房やレンタルオフィスの提供など、外国人研究者が研究成果を利用して起業するための環境が整備されている。

このため、こうした知的資源や産業インフラを生かしつつ、起業する意欲と高い技術力を有する外国人研究者の受入れ環境を整備し、国際的な産学官連携拠点を形成することにより、当該地域産業の活性化のみならず、我が国産業の構造改革につながることを期待できる。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

科学技術振興事業団研究成果活用プラザ大阪

[所在地]

和泉市テクノステージ3丁目1-10

大阪府立産業技術総合研究所

[所在地]

和泉市あゆみ野2丁目7-1

大阪府立大学

[所在地]

堺市学園町1-1、同1-2

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定の日から

### 4 特定事業の内容

501～503の外国人研究者受入れ促進事業の実施と併せ、特区以外のエリアに優先して入国・在留諸申請の処理を行うことにより、科学技術振興事業団研究成果活用プラザ大阪、大阪府立産業技術総合研究所及び大阪府立大学に優れた外国人研究者の集積を図る。

#### 【外国人が活動する公私の機関及び施設の概要】

科学技術振興事業団研究成果活用プラザ大阪、大阪府立産業技術総合研究所、大阪府立大学

(「2-1規制の特例措置を受ける主体の特定の状況」を参照)

#### 【外国人の活動の内容】

科学技術振興事業団研究成果活用プラザ大阪、大阪府立産業技術総合研究所及び大阪府立大学におけるハイテク関連の研究活動(ナノテクや光などの先端技術に関する研究及びその研究成果の起業化を支える法律や経済等に関する研究)及び特区内での投資経営活動(当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。)

### 5 当該規制の特例措置の内容

ナノテクをはじめとする先端技術の研究開発や実用化に向け世界の企業や研究機関がしのぎを削る中、本区域が世界規模で行われる地域間競争に打ち勝つためには、国内外の優れた研究者をいち早く確保していくことが重要である。

そのため、外国人研究者受入れ促進事業との相乗効果を生み出すため、当該特定事業を活用するものである。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

505 特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

科学技術振興事業団研究成果活用プラザ大阪

[所在地]

和泉市テクノステージ3丁目1-10

大阪府立産業技術総合研究所

[所在地]

和泉市あゆみ野2丁目7-1

大阪府立大学

[所在地]

堺市学園町1-1、同1-2

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定の日から

### 4 特定事業の内容

501～503の外国人研究者受入れ促進事業の実施と併せ、科学技術振興事業団研究成果活用プラザ大阪、大阪府立産業技術総合研究所及び大阪府立大学に受け入れる外国人研究者の長期在留を可能とすることで、優れた外国人研究者の集積を促すとともに、外国人研究者における研究内容の充実などによる研究水準の向上を目指す。

#### 【外国人が活動する公私の機関等の概要】

科学技術振興事業団研究成果活用プラザ大阪、大阪府立産業技術総合研究所、大阪府立大学

(「2-1 規制の特例措置を受ける主体の特定の状況」を参照)

#### 【外国人の活動の内容】

科学技術振興事業団研究成果活用プラザ大阪、大阪府立産業技術総合研究所及び大阪府立大学におけるハイテク関連の研究活動(ナノテクや光などの先端技術に関する研究及びその研究成果の起業化を支える法律や経済等に関する研究)及び特区内での投資経営活動

### 5 当該規制の特例措置の内容

ナノテクをはじめとした先端技術に関する研究を進めるためには、優れた研究者を内外から呼び込むことはもとより、新産業創造に資するような研究成果を生み出す外国人研究者については、在留期間を限定することなく研究活動に従事できる環境を整備することが不可欠である。

そのため、外国人研究者受入れ促進事業との相乗効果を生み出すため、当該特定事業を活用するものである。